



厚生労働省

神奈川県労働局

セクシュアル・ハラスメントによる労災請求の 相談窓口の開設について

平成24年8月から、セクシュアル・ハラスメントなど職場のストレスによる精神障害に関する労災請求相談について、専門調査員（女性の精神保健福祉士等）による相談窓口を設置しましたのでご利用ください。

相談日：毎週金曜日 午前10時から午後2時（午後0時～午後1時を除く）
相談場所：神奈川県労働局（JR桜木町駅又はJR関内駅から徒歩約13分
若しくはみなとみらい線馬車道駅から徒歩2分）

ご相談は、予約制となります。必ず事前にお問い合わせください。

（相談窓口・お問い合わせ先）

〒231-8434

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第2合同庁舎8階

神奈川県労働局労働基準部労災補償課 職疾認定班

電話 045-211-7355

（受付時間 平日 8:30～17:15）